

第4回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和元年（2019年）11月12日

西知多医療厚生組合議会

令和元年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について	6
北川明夫議員	6
1 西知多総合病院の経営改善及び患者サービスの向上等について	
2 西知多クリーンセンターの新設に向けた両市との調整事項について	
井上純一議員	12
1 西知多総合病院の交通アクセスの利便性向上について	
2 西知多総合病院の経営効率化について	
夏目豊議員	19
1 西知多クリーンセンター工事への地元業者へ参入機会の拡大に向けた 取り組みについて	
古俣泰浩議員	23
1 公立西知多総合病院改革プランについて	
2 がん拠点病院の指定について	
平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について	29
西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 について	30
西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 について	31
西知多医療厚生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 について	32
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	32
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	32
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	33
西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について	34
西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について	35

西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の制定について	35
令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）	41
副管理者の選任について	42
平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について	44
平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について	47
平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について	49
平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算 認定について	51
平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について	53
議員の派遣について	67

令和元年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和元年（2019年）11月12日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番	早川直久	8番	伊藤清一郎
2番	蔵満秀規	9番	泉清秀
3番	田中雅章	10番	林正則
4番	北川明夫	11番	古俣泰浩
5番	川崎一	12番	渡邊眞弓
6番	工藤政明	13番	夏目豊
7番	井上純一	14番	竹内慎治

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和元年（2019年）11月12日 午後1時30分

閉会 令和元年（2019年）11月12日 午後5時00分

第1日 (11月12日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤清一郎
2番	蔵満秀規	9番	泉清秀
3番	田中雅章	10番	林正則
4番	北川明夫	11番	古俣泰浩
5番	川崎一	12番	渡邊眞弓
6番	工藤政明	13番	夏目豊
7番	井上純一	14番	竹内慎治

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	鈴木希明	副管理者	佐治錦三
会計管理者	岡田光史	代表監査委員	小幡勇次
[総務部]			
総務部長	前田達郎	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
建設課長	浅井紀克		
[公立西知多総合病院]			
公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	後藤輝夫
管理課長	阿知波晋	管理課課長兼 経営戦略室長	杉山誠一
管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴	医事課長	坪井信治
医事課課長兼 地域医療連携室長	守山直宏	医事課課長兼 健診センター課長	澤田和典
医療情報課長	山田淳一郎	医療情報課統括主幹兼	小林智里

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内 晴子 庶務課長 中田 昭夫

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 天木 倫子 清掃センター所長 小島 康弘

[知多市]

健康部長 平岩 資久 環境経済部長 早川 毅

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内 忍 書記 牧野 達弘

書記 岡 由里子

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	報告 2	平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について
6	15	西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
7	16	西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
8	17	西知多医療厚生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
9	18	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

10	19	西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
11	20	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
12	21	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について
13	22	西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
14	23	西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
15	24	令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算(第1号)
16	同意3	副管理者の選任について
17	認定1	平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
18	認定2	平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
19	認定3	平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
20	認定4	平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
21	認定5	平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について
22		議員の派遣について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(1 1 月 1 2 日 午後 1 時 3 0 分 開会)

議長 (早川直久)

皆さん、こんにちは。本日は御多忙の中御参集いただき、大変御苦労さまです。
現在の出席議員は 1 4 人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第 4 回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。
会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (宮島壽男)

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。
本日は、令和元年第 4 回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を初め、1 7 件の議案でございます。
何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長 (早川直久)

ありがとうございます。
それでは、これより会議に入ります。
本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり、進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 (早川直久)

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 7 3 条の規定により、6 番工藤政明議員、8 番伊藤清一郎議員を指名いたします。

議長 (早川直久)

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（早川直久）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和元年8月分の例月出納検査結果報告及び、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（早川直久）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め、1人30分以内ですので、よろしくお願いいたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点から1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせいたします。

なお、北川明夫議員から資料の持ち込みの申し出があり、これを許可いたしましたので御報告いたします。

それでは、一般質問に入ります。

4番、北川明夫議員の発言を許します。

4番（北川明夫）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2項目一般質問をさせていただきます。

質問事項1は「西知多総合病院の経営改善及び患者サービスの向上等について」です。当病院は、知多半島医療圏の中で、急性期医療を担う中核病院として開院し4年半になります。医療従事者や医療設備が最も充実した病院の1つとして、地域住民に安心安全な医療を継続的かつ確実に提供できる病院として、大きな期待のも

とに誕生しました。今年度は放射線治療装置を導入してがん診療の拠点化を進めるとともに、緩和ケアの質向上を目指すなど、さらに機能アップが図られています。

しかしながら、この間、経営状況は期待どおりには改善していないのが現実です。平成27年度から毎年度、両市は年度末議会で病院事業会計への負担金等の補正を余儀なくされており、負担金等の両市の合計額は年々増加し続け、平成30年度は31億6,600万円に及んでいます。そのうち、かなりの部分は救急医療など公立病院が担うべき政策医療に関する経費であることは理解しておりますが、医師等不足による入院・外来患者数の減少を初め、様々な不採算要因が顕在化しています。その結果、平成30年度決算では、損益計算書の未処理欠損金が48億300万円にのぼり、貸借対照表の資本合計が、初めて3億3,000万円余のマイナスになり、債務超過の状態に陥っています。言うまでもなく、両市民の願いは、早期に病院経営の黒字化が図られ、両市の負担金等が縮小されることです。令和元年度も上半期が終わり、産科の開始見込みを初め、病院改革プランにある経営改善のための数値目標の達成状況が大いに気になるところです。病院改革プランの基本理念の1つに、「地域の皆さんとともに育む、心のこもったあたたかい病院を目指す」とございます。患者サービスの向上の取り組みが2項目、医師を初め職員が生き生きと働ける職場環境整備の取り組みを3項目掲げて、日々努力されていると思いますが、利用する市民の皆さんの満足度や評判、働く人たちの受け止め方は、依然厳しいものがあると伺います。そこで、以下3点お尋ねいたします。

1点目は、病院改革プラン3年目に当たる令和元年度も半年が経過しましたが、上期の経営状況をどのように分析されているのか。また、これまでの経営努力の成果及び今後の経営改善の見通しはどのようなのか。

2点目は、「予約制なのに時間が掛かり過ぎる」、「職員の待遇が良くない」など、様々な利用者の声がありますので、定期的に利用者アンケートを実施して、常にサービス向上を目指す取り組みが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

3点目は、働く環境や業務の改善に関して、医師事務作業補助者の活用状況はどのようなのか。また、分散している職員駐車場の今後の確保の見通しはどのようなのかお伺いをいたします。

質問事項2は、「西知多クリーンセンターの新設に向けた両市との調整事項について」です。西知多クリーンセンターの施設整備と運営事業者の選定は、総合評価

一般競争入札方式で、本年5月に入札公告され、現在は事業提案書等の提出を受け、選定審査会が粛々と進められています。本日はそれとは離れ、両市が平成26年の協定に基づき、組合と協議を重ねてきた新しいセンターで処理するごみの範囲や分別方法等に関して、両市と組合でどのように調整がなされ、両市民にはどのように影響するのかなどを確認したいと思います。

ごみと資源の出し方については、いみじくも両市が最近改訂した小冊子、実はこれが東海市、こちらが知多市の出し方の本でございます。よくできております。この中に、大変詳しくわかりやすく説明がされておるんですが、具体的に個々の搬入禁止物や資源ごみの品目、搬入可能物の中でも処理対象物と処理困難物の区分や取り扱いなどを比較し、共通点や相違点をつぶさに理解することはなかなか容易ではございません。両市の取り扱いが異なる場合には、その分だけ新しいセンター側での対応力を広げる必要が出てくると推察をいたします。

また、近年の災害では、災害ごみ処理対策が常に課題となっております。災害発生時には、両市において災害ごみの種類や性状などを踏まえた、発生量を推計した災害廃棄物処理計画が策定されますけれども、具体的な処理業務では新しいセンターが大きな役割を果たしてくれるものと市民は期待をいたしております。そこで3点お尋ねいたします。

1点目は、両市が回収する資源ごみの品目には一部相違があるため、西知多クリーンセンターへの搬入可能物に影響があると思いますが、両市との調整状況及び両市間の相違点はどのようなのか。

2点目は、搬入可能物のうち、石や土砂、コンクリートブロック、陶磁器、ガラス類、バッテリーやマットレスなどの処理困難物の取扱いは両市との間でどのように調整されたのかお伺いいたします。

3点目は、災害廃棄物については、要求水準書を拝見しますと、可燃ごみだけ計画処理量を示しておられますが、不燃ごみや粗大ごみはどのように対応するお考えなのかお伺いをして、第1問を終わります。

管理者（宮島壽男）

北川明夫議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「西知多総合病院の経営改善及び患者サービスの向上等について」でございますが、公立西知多総合病院は、今年5月で開院から5年目を迎え、これ

までに平成30年8月には緩和ケア病棟の開設、11月には地域医療支援病院としての承認、今年4月からは、がん放射線治療を開始するなど順次、医療体制の充実に取り組んできたところでございます。

病院経営につきましては、平成29年3月に病院改革プランを策定し、医師確保や医療品費の適正化など、経営改善に取り組んできたところでございます。

また、患者サービスの向上につきましては、病院職員一丸となって取り組むべきことだと認識しており、全ての患者さんから、「西知多の病院にかかって安心した」「西知多総合病院があるから大丈夫」と言われるよう、質の高い医療と心のこもった対応のできる温かい病院を目指して取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

院長（浅野昌彦）

質問事項1「西知多総合病院の経営改善及び患者サービスの向上等について」の1点目、「上期の経営状況の分析、経営努力の成果及び今後の経営改善の見通しについて」でございますが、平成29年3月に策定した、公立西知多総合病院改革プランに基づき、具体的な行動計画を作成して、職員が一丸となって経営改善に取り組んでまいりましたが、平成30年度後半は、常勤の消化器内科医が欠員になるなど、経営的に極めて厳しい状況に陥り、3月補正予算で、東海市及び知多市から多額の繰り入れをいただくことで、何とか決算を行うことができました。

こうした状況を踏まえ、管理者を先頭に大学医局を積極的に訪問することで、本年7月に、何とか消化器内科の常勤医を3名確保することができ、徐々に患者数も増え、収益につながってきたところでございます。上期の経営状況は、前年同時期と比較して、入院患者数、外来診療単価ともに増加しておりまして、入院外来収益は1億1,600万円増加しております。

また、費用につきましても、価格交渉その他費用削減に取り組み、繰入金を除いた収支差引きは、消費税改定で価格が上昇する試薬等の先行購入を含めても、上半期で対前年に比較して、約2,000万円節減することができました。経営努力の成果といたしましては、医師の確保に向けて大学医局訪問を計画的に行ったことで、一部常勤医を確保できたこと、開業医訪問の対象を整理・拡大したことで、新規に入院する患者を増やすことができたと考えております。

また、費用面では、価格交渉の強化、購入品目の整理などによる材料費の削減、委託契約内容の精査等を継続的に粘り強く実施することで、経費削減を行うことができたと考えております。

しかしながら、経営改善するには、まだまだやるべき課題が山積していると認識しております。今後の見通しとしましては、消化器内科も徐々に収益が伸びてきたこと、4月から始まった放射線治療もほぼ計画どおり進んでいること、入院も患者数が増加傾向にあることなどから収益の向上が見込まれると考えています。今後も引き続き、不足している常勤医師の確保に努めるとともに、早期の分娩開始、がん医療の推進など政策的医療の実現に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

病院事務局長（後藤輝夫）

次に、2点目、「定期的に利用者アンケートを実施し、常にサービス向上を目指す取り組みが必要ではないか」についてでございますが、病院改革プランに掲げる患者サービスの向上の取り組みとして、患者満足度調査の実施、外来待ち時間の対応として、認定看護師による看護相談や院内コンサートなどの院内イベントの実施、ちたまる、ペコロスなどの情報誌の設置及び患者サロンの設置を行ってまいりました。

患者満足度調査につきましては、改革プラン評価委員会の外部委員の意見も踏まえ、今年度から調査方法を変更し、公益財団法人日本医療機能評価機構の調査を通じ、他医療機関とのベンチマークを行い、自院の強み弱みを客観的に分析し、より具体的な対策を検討していくこととしております。

なお、会計待ち時間の短縮を図るため、総合受付・計算窓口の配置人員を増員したことにより、平均待ち時間が10分程度、患者満足度調査の結果でも、会計待ち時間に不満・やや不満と回答した患者の割合は、18.9%から14.3%に4.6ポイント減少しております。

次に3点目、「働く環境や業務の改善に関する医師事務作業補助者の活用状況、職員駐車場の確保の見通しについて」でございますが、平成31年4月に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、平成31年3月の医師の働き方改革の推進に関する検討会報告書では、医師の業務軽減を図るため、他職種への業務移管である、いわゆるタスク・シフティング等の実践、マネジメン

ト改革による労働時間短縮、医師の健康確保のための具体的取り組みが求められています。当院では、副院長をトップとする医師等業務負担軽減検討委員会を設置し、検討してまいりました。医師事務作業補助者につきましては、直接雇用・派遣契約職員を含め、常勤換算で20名体制で診断書の作成補助など医師の業務作業の軽減を図っており、更なる体制の拡充を図るため、医師事務作業補助者の募集を継続的に行っております。

次に、分散している職員駐車場の今後の確保の見通しにつきましては、現在、敷地外駐車場を8カ所賃借しておりますが、今後については、管理面等からも大型の駐車場の用地を確保し、近隣で統合できるよう検討していく予定でございます。

以上でございます。

総務部長（前田達郎）

質問事項2、「西知多クリーンセンターの新設に向けた両市との調整事項について」の1点目、「両市が回収する資源ごみの品目に関する両市との調整状況及び両市間の相違点について」でございますが、両市との調整状況としましては、両市が回収する資源品目は、基本的にはこれまでどおり両市がそれぞれの方針に沿って回収を実施し、西知多クリーンセンターでは、資源を回収する業務は実施しない予定としています。

資源品目に該当するものは、原則として両市の資源回収拠点に持ち込んでいただき、資源として持ち込めないものは、西知多クリーンセンターでゴミとして受け入れる方向で調整を進める予定です。両市及び組合で調整を行うに当たり、それぞれの市の現行の資源の取り扱いを品目ごとに比較したところ、紙類、ビン類、缶類などは同様の取り扱いですが、主に小型家電の回収品目の範囲や、プラスチック製品の回収条件に相違点が見られます。

次に2点目、「処理困難物の取り扱いに関する両市との調整について」でございますが、両市との調整により、西知多クリーンセンターへの移行に当たり市民サービスの低下を招かないよう、現在両市の清掃センターで受け入れをしている品目は、可能な限り搬入可能物とすることとしています。

また、搬入可能物のうち、処理困難物とするものについては、西知多クリーンセンターでは処理せずに、外部処理委託または最終処分する予定です。

現在、両市とともに両市の現行のごみの取り扱いを比較し、石や土砂、コンクリ

ートブロック、陶磁器、ガラス類、バッテリーやマットレスなどを含む個別の品目ごとに、搬入禁止物とするか搬入可能物とするかを整理し、搬入可能物とする場合の排出方法や数量等の条件についても検討を行っているところでございます。

次に3点目、「災害廃棄物の不燃ごみや粗大ごみへの対応について」でございますが、災害廃棄物の処理につきましては、東日本大震災における災害廃棄物処理の実績や、愛知県が平成27年度に公表した災害廃棄物発生量の推計結果の東海市及び知多市の値をもとに検討した結果、西知多クリーンセンターにおいては災害廃棄物発生量の15%を3年間で処理することを方向性としています。

要求水準書においては、処理対象物とする災害廃棄物を可燃物としていますが、これは、愛知県の計画において災害廃棄物は各市が設置する仮置場等での選別後、可燃物は焼却し、不燃物、コンクリート、金属などはリサイクル又は最終処分することが想定されているためです。愛知県の計画では、災害廃棄物に含まれる粗大ごみまでは区分されていないため、要求水準書では、選別後の可燃物に家具等の可燃性の粗大ごみも含まれているものとして、ごみ焼却施設で焼却する計画処理量に災害廃棄物の可燃物を含めています。

以上でございます。

議長（早川直久）

北川議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

4番（北川明夫）

それぞれしっかりと御答弁いただきました。

病院改革について御要望をさせていただきたいと思っております。病院長からも様々な努力を続けていくということをお決意をいただきました。市民の期待に応えますように、応えていただきますように病院長以下全員一丸となって非常勤の職員さん方も含めて頑張ってくださいますようよろしくお願いをいたします。

終わります。

議長（早川直久）

以上、北川明夫議員の一般質問を終わります。

続きまして、7番、井上純一議員の発言を許します。

7番（井上純一）

皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、先に通告した順に従

い、質問をさせていただきます。

最初に質問事項1、「西知多総合病院の交通アクセスの利便性向上について」伺います。昨年度、東海市社会福祉協議会高齢者の生活総合支援として支援してほしい会員、支援したい会員を募集し、マッチングを行う心のサポート事業を試験的に実施をいたしました。

その結果、支援してほしい要望の約7割が病院と買い物への移動支援。この結果を受けて東海市でも高齢者の運転免許証返納後の移動手段の確保に向け、既存の公共交通機関を補完するさまざまな移動サービスの検討をしていますが、今のところ決定打はありません。その中で1つだけ、向かうべき方向性として考えられるのが、行政地域企業とが一体となった無償運送と有償運送を組み合わせた複合的な移動サービスの構築です。

例えば、地域支え合い団体の移動支援や、デマンド型の乗合タクシー、一定人数以上集まって予約を入れた場合に事業者側が送迎を行う診療や買い物などを、高齢者の選択肢を増やせば利便性が向上し、外出促進、さらには健康寿命延命につながるものと考えます。宅配サービスがあるのであれば、送迎付きの買い物があってもよいのではないのでしょうか。訪問診療があるのならば、送迎付きの診療があってもよいのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。質問要旨1、高齢者の新たな移動サービスとして一定数以上の患者が集まった場合に予約があれば病院側が送迎する送迎付き医療を検討してはどうかお伺いします。

次に、質問事項2、「西知多総合病院の経営の効率化について」お伺いします。

西知多総合病院は高度医療の確保と経営の効率化を目的として設立されました。しかしながら、いつになったら黒字になるのかという市民からの質問に、誰一人まともに答えることができない現状が続いております。財政財源に関する郷土の偉人、平洲先生の教えは、孔子の言葉、「入るを量り出ざるを制す」であります。

そこでまず、「入り」についてお伺いします。

質問要旨1、2019年4月からスタートした放射線治療施設の上半期の稼働状況はどのようなか。また、医療収益の貢献度をどのように評価しているのか。

次に、「病院経営の入りの主体である入院収益について」お伺いします。医療収益の約7割は入院収益であり、そのキーファクターは病床数、病床稼働率等、入院

単価です。その中で、病床数は病院ごとの定数ですので、変数となるのは病院病床稼働率と入院単価の改善が医療収益全体に大きく影響することとなります。

そこで以下2点お伺いします。質問要旨2、上半期の病床稼働率向上に向けての取り組みはどのようなか。

質問要旨3、上半期の入院単価の状況はどうか、また、それは前年同期と比較してどうか。

次に、「出づるを制す」取り組みとして、薬剤や医療機器の仕入れの見直しなどについてお伺いします。長年、製薬会社の営業で公立病院を担当している私の友人から、先日興味深い話を聞きました。病院の経営状態は外からすぐにわかると。赤字の病院と黒字の病院では、薬剤の仕入れの厳しさが全く違うとのことでした。

さて、西知多総合病院はどちらでしょうか。

そこで伺います。質問要旨4、薬剤購入費の削減など「出づるを制す」ための上半期の取り組み状況はどのようなか。

次に、西知多総合病院の「出づるを制す」最大の課題は、給与費比率の削減です。平成29年度の給与費比率は、全国の総合病院給与費比率、平均55.3%に対して、69.1%と約14ポイントも高く、これが収益改善を遅らせている原因となっていることは御案内のとおりでございます。

しかしながら、医療の質を落とさず業務の効率化を図りながら給与費比率を下げることは大変困難を伴うことは理解をしております。それでも私たちはその困難に挑み、給与費比率を60%以下に下げていかなければ、市民の皆様との約束である黒字化への道は開けません。

そこで最大の懸念事項である、産婦人科医の確保の見通しを含めた医師の確保の現状と課題及び看護師の今年度の採用状況等、今後の課題について以下2点お伺いします。

質問要旨5、医師の確保状況及び今後の課題は何か。

質問要旨6、看護師の今年度の採用状況及び今後の課題は何かお伺いして、第1質問を終わります。

管理者（宮島壽男）

井上純一議員の御質問にお答えします。

質問事項1、「西知多総合病院の交通アクセスの利便性向上について」でござい

ますが、当院への交通アクセスについては、両市からのコミュニティバスの乗り入れや当院のシャトルバスの運行により、利便性を図ってきたところでございます。

また、令和5年には名鉄河和線の高横須賀駅と南加木屋駅の間に新駅が開業する予定で、当院へのアクセスもさらに向上するものと考えております。

各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

病院事務局長（後藤輝夫）

質問事項1、「西知多総合病院の交通アクセスの利便性向上について」の1点目、「高齢者に対する、送迎付き医療の検討について」でございますが、現在、病院までの公共交通機関でのアクセスとしましては、東海市及び知多市のコミュニティバスのほか、名鉄常滑線、名鉄河和線の太田川、南加木屋、朝倉及び新舞子の主要4駅からシャトルバスの乗り入れを行い、利用いただいております。

当院は、かかりつけ医からの紹介を基本とする地域医療支援病院として、入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する二次医療機関の役目を担っております。

「保険医療機関及び保険療養担当規則」におきまして、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるよう誘引してはならないと定められていることから、特定の人に対し行う病院側からの送迎付き医療は難しいと考えております。

しかしながら、超高齢社会の中、高齢者の患者の方などの当院へのアクセス方法については、市と協力しながら当院でできることがあれば検討してまいりたいと考えております。

院長（浅野昌彦）

質問事項の2、「西知多総合病院の経営効率化について」の1点目、「放射線治療施設の上半期の稼働状況と医業収益への貢献度の評価について」でございますが、今年4月から放射線治療を開始したことで、今まで他院に紹介して治療を行っていた患者さんを自院で診ることが可能となり、手術、化学療法、放射線治療を組み合わせ、より計画的にがん治療を行うことができるようになりました。

上半期は、乳腺外科、呼吸器内科を中心に71名の新規患者があり、延べ1,219件治療を行いました。これに伴い、医業収益も治療機器の導入計画どおり進んでおり、今年予算で見込みました新規患者数100名を達成し、収益向上に貢献できるものと考えております。

病院事務局長（後藤輝夫）

次に2点目、「上半期の病床稼働率向上に向けての取り組み状況はどのようにかについて」でございますが、現在、許可病床数468床に対し、稼働病床数423床で運用しております。平成31年度当初予算では、稼働病床数に対し利用率80%、1日平均入院患者数338人を見込んでおりましたが、上半期の稼働率は75.2%で、4.8ポイント減少しております。

その要因は、今年度上四半期において消化器内科常勤医が不在であったことなどによるものと考えております。なお、消化器内科常勤医を確保した7月以降の稼働病床利用率は、7月が74.9%、8月が78.3%、9月が78.5%、10月が78.7%となっております。稼働率向上に向けた取り組みとしまして、6月に各診療科の責任医師と院長のヒアリングを実施し、各診療科の毎年度ごとの目標とその具体的対策を共有するとともに、中間ヒアリングを行い進捗管理を行い、PDCAサイクルを回していきたいと考えております。7月の消化器内科常勤医の就任に合わせ、広報誌等によりその再開の周知を行うとともに、院長、幹部職員による医療機関への訪問を強化しております。

また、院長による全体集会を10月23日に開催し、全職員と現在の経営状況、主な取り組みの共有を図りました。今後も稼働率向上に向け努めてまいりたいと考えております。

次に3点目、「上半期の入院単価の状況、前年同期と比較について」でございますが、上半期の平均入院単価は、5万4,375円で、前年に比べ118円、0.2%の増となりました。増額の主な理由としましては、看護職員夜間配置加算1、処置・手術の時間外・休日・深夜加算1など、上位施設基準の取得等によるものでございます。

次に4点目、「薬剤購入費の削減等の上半期の取り組み状況について」でございますが、医薬品の支払いを減らす取り組みといたしましては、過去の購入実績や患者さんの病状、使用量が増加している医薬品の動向を分析し、同種同効薬をまとめることや、後発品医薬への切り替え、また、新規採用薬品につきましては、毎月開催される薬事委員会で採用の審議をするなど、薬品在庫量の適正な管理を行っております。

その他の取り組みといたしましては、年度当初に複数業者から見積徴収を行い、

一番安価な業者と契約をするだけでなく、契約締結後も専門業者からの市場調査などを参考に、毎月価格交渉を行い、契約単価の見直しを行っております。上半期値引き率は、13.21%で、今年度は10月の消費税率アップに合わせ、購入単価を一斉に再度見直し、再交渉を行った結果、現時点の値引き率は14.89%となっております。

なお、契約に当たっては、2種類のベンチマークを使用して価格交渉を行っており、全国平均より2.37%値引き率が良くなっております。これを当院の4月から9月までの実績に当てはめると、費用削減効果は約1,400万円ほどになります。

次に5点目、「医師の確保状況及び今後の課題は何かについて」でございますが、常勤医師の確保につきましては、現在確定しているものは来年2月に赴任する放射線診断科医師1名と、来年度4月に赴任する産婦人科医師1名で、来年度は、現在2年目の初期研修医が、消化器内科、小児科、外科、整形外科及び麻酔科にそれぞれ1人ずつ、専攻医として残る予定となっております。

なお、今年度から初期研修医採用枠の配分も1名増加されており、来年4月採用の研修医も1名増加いたします。その結果、医師全体では現在と比較して、定年退職者等の減員分を差し引いても、5名の増員になる予定でございます。

今後の課題につきましては、当院の開設以来の懸案となっております分娩の開始について、安全を担保するために必要な産婦人科医師、新生児対応可能な小児科医を更なる確保をしていくこと、現在時間外での受け入れ制限が続いている消化器内科医師の増員を確保していくこと、常勤医師が不在の脳神経内科、呼吸器外科において、常勤医の確保をしていくことなど数多くございます。これらの課題には、大学医局との連絡を密に行うことで信頼関係を高めるとともに、リアルタイムで情報収集し、民間の紹介会社を積極的に活用し、早期に課題解決を図るよう努めてまいります。

次に6点目、「看護師の今年度の採用状況及び今後の課題は何か」についてでございますが、今年度は30名程度の募集に対しまして、42名の応募をいただき、うち、その後の辞退者が3名、採用試験の不合格者が7名で、残りの32名について採用内定をいたしている状況でございます。

今後の課題といたしましては、年齢構成的に若い職員の比率が高いため、出産・

育児の休みを取得する職員が多数発生すること、その人数の予測が困難であることから、採用計画と稼働実人員にいわゆる乖離が生じる可能性があり、これにどのように対応していくかということをございます。これには、働き方改革への配慮をしつつ、医療現場への影響を最小限にするためには、どの程度の人員の確保が必要なのか、またそれは病院経営上、人件費として適切な範囲と言えるかなどを検証し対応してまいります。以上であります。

議長（早川直久）

井上議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

7番（井上純一）

それぞれに対して丁寧な答弁ありがとうございます。

1点だけ再質問をさせていただきます。質問事項の質問要旨2の病院の稼働率についてでございますが、この改革プランの黒字、来年度黒字化というこの数字、損益計算書、これと決算と今年度の予算書と、この改革プランの32年度と並べてみました。そうすると何が言えるかというと、ほぼほぼ全ての数字が計画どおりにいっています。ただ、大きく違うのは入院収益です。これが大きく違います。これを分析すると、入院単価6万円と延べ13万人の入院患者をこなさなければこれを目的数値にはいかない。ということは何かと言うと、稼働率、今80%とおっしゃいましたけど86%までいかないと13万人にいかない、今の稼働率だと。それも、今の医療スタッフです。増やしたらこれまた給与費比率が上がりますから黒字化の目途がまた変わってきますから、今の現状スタッフの中で、あと6%近く稼働率を上げる、これが黒字化の具体的なターゲットになります。この数字だけ見ますとね。これって、実際問題本当に実現できる数字なのでしょうか。その点お伺いします。

病院事務局長（後藤輝夫）

お答えさせていただきます。

単価につきましては、極めて難しい状況にあると考えております。

しかしながら、現在、今年度の執行見込みを今、計算をさせていただいておりました、実際の消化器内科が増えたことによりまして、各科が増えております。それから季節変動の要素も加えて見込みを作っておりますと、今年度病床利用率が82%ほどになる予定でございます。まだまだ計画にはほど遠いんですけども、こういう形で積み上げをしていきたいと考えております。

議長（早川直久）

井上議員、要望がありましたら発言を許します。

7番（井上純一）

要望はございません。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、井上純一議員の一般質問を終わります。

続きまして、13番、夏目豊議員の発言を許します。

13番（夏目豊）

議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従い、質問させていただきます。

西知多クリーンセンターの建設に向け、令和元年5月14日の入札告示から始まり、事業者選定の手続が進んでいます。9月17日の説明会で示されたスケジュール等によれば、10月25日金曜日に事業者提案書及び入札書の受付が行われ、ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準の中の落札者決定の手順では、事業者提案審査の基礎審査が始まっているものだと思います。事業者選定については審査会にお任せし、装置の信頼性、イニシャルコストはもちろん、ランニングコストを含めたトータルで両市民にとって作って良かったと言われる西知多クリーンセンターにさせていただくことが私の望みであります。

この工事は予算規模も大きく非価格審査における評価項目に地域貢献、地元企業への発注及び地元採用の項目があります。地元事業者の工事参加が期待されますが、あるとき市内事業者の方から参画するに当たり、資金繰りを心配する声を聞きました。なぜと聞いたところ、前払い金のことを心配されておりました。

私も調べてみました。地方自治法施行規則では、前払い金の割合はこれらの経費の4割を超えない範囲内と定められていました。それ以外にも、自治体ごとに支払限度額の詳細が定められていました。こうした前払い金の制約もあり、資金繰りの面から参画を諦めてしまう事業者もあるのではないのでしょうか。

そこで質問です。1番目、「西知多クリーンセンター工事への地元業者への参入機会の拡大に向けた取り組みについて」質問します。

至近での西知多医療厚生組合の建設事業として西知多総合病院建設が行われています。その際の地元業者への波及効果やその金額などを確認するため、1点目、公立西知多総合病院建設工事での実績について伺います。

また、病院建設事業における実績を踏まえた対応の有無と、今回の事業における配慮項目や状況を知りたく、2点目、西知多クリーンセンター工事における取組について伺います。

地元事業者の方の心配の声を踏まえ3点目、大規模工事への参入に対する資金繰り等のリスクと対策についてお伺いします。

4点目は、今回の事業における想定される前払い金額はどれくらいになるのか伺います。

最後に、国土建第482号、平成31年3月29日、国土交通省土地・建設産業局建設業課長からの、「公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）」による、前払い金支払い限度額の撤廃を求める内容で、下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、支払い限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払制度等の環境整備と、受注者にとって利用しやすい環境の整備に努めるとされています。これらを踏まえ伺います。

5点目、前払い金額の変更する際の課題について伺います。

答弁よろしくお願いをいたします。

管理者（宮島壽男）

夏目豊議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「西知多クリーンセンター工事への地元業者へ参入機会の拡大に向けた取り組みについて」でございますが、西知多クリーンセンターにつきましては、5月に入札公告の公表を行うなど、来年の事業者の選定に向けて準備を進めており、あわせて、環境影響評価の手続を行うなど、令和5年度の施設完成に向けた業務を進めているところでございます。施設の整備に当たりましては、環境の保全に配慮し、ごみの安全、安定的な処理を行うことを第一に考えて取り組んでまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、総務部長から答えさせますので、よろしくお願いをいたします。

総務部長（前田達郎）

質問事項1、「西知多クリーンセンター工事への地元業者へ参入機会の拡大に向けた取り組みについて」の1点目、「公立西知多総合病院建設工事での実績について」でございますが、病院建設の事業方式は公設公営方式で、入札方式は工事価格を競わせる制限付一般競争入札でございます。地元業者の参加機会の拡大のための

取り組みとして、仕様書や設計図等を公共が作成するため、入札時の提出書類の地元企業活用企画書において、地元活用方法の金額が請負金額の15%を超えるように努めることを求めておりました。この実績として、約19億6,000万円が地元企業で活用され、当初契約額の15%超を達成したと聞いております。

次に2点目、「西知多クリーンセンター工事における取り組みについて」でございますが、病院建設とは事業方式、入札方式が異なり、クリーンセンター建設につきましては、事業方式は設計・建設と管理・運営を一括して発注・契約するDBO方式とし、入札方式は、提案内容を価格と価格以外の側面の両者を総合的に評価する総合評価一般競争入札としております。このように、業務仕様が確定していないこと及び特殊なプラント建設であるため、病院建設時と同様の地元発注額を努力目標として定めることは現実的ではないため、今回の方式に合った取り組みをしております。入札説明書にて、設計・建設から運営の全ての業務期間中に応募者へ積極的な地域貢献を求めております。

具体的な取り組みとして3つあり、1つ目は入札参加資格要件において、建築物等の建設業務を行う者の要件に、両市のいずれかに本社があること、を満たす企業を1社以上含めなければならないこととしております。

2つ目に、非価格要素審査で、地域貢献の評価項目を設定し、設計・建設業務では両市内の企業への発注金額を、運営業務では両市内企業への用役調達等発注金額、雇用などを評価することを予定しております。

3つ目に、提案された設計・建設業務及び運営業務の地元発注金額は、未達成分については支払い額の減額をする罰則規定を設定しています。病院建設と事業方式、入札方式が異なるため、その実績を直接反映できませんが、これらの取り組みにより、地元業者へ参入機会が拡大されるものと考えております。

次に3点目、「大規模工事への参入に対する資金繰り等のリスクと対策について」でございますが、令和元年5月14日の入札公告から、前金払い・部分払い等の建設工事費の支払い条件を示した、ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書(案)を含む入札説明書等の質疑回答を2回行い、組合と提案者の事業条件などの齟齬を解消するための対面的対話を1回行いましたが、資金繰りに関する質問はございませんでした。さらに、受注者は、工事初年度である令和2年度以外は、各年度ごとに出来形に応じた部分払いの請求ができることから、資金繰り等の問題は

ないと考えております。

次に4点目、「想定される前払い金金額はどれくらいになるかについて」でございますが、今回の事業における前払いの制度につきましては、入札公告時に公表している、ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書(案)に示しており、「当該会計年度における支払い限度額の10分の4または1億円のうち低い方の金額を上限として、前払い金の支払いを発注者に請求することができる」と規定しております。

具体的には、建設期間が約4年間のうち、初年度となる令和2年度は、実施設計・各種許認可申請等が先行し、工事の出来高がほぼ発生しないことが考えられ、建設工事請負契約書の案において、支払い限度額を0円としているため、前払い金も0円となり、残りの3年間は、各年度の支払い限度額の10分の4または1億円のうち低い方の金額を上限とするため、各年度最大1億円、事業期間内の合計は最大3億円となると考えています。

次に5点目、「前払い金額の変更する際の課題について」でございますが、今後、前払いの方法の見直しにより、各年度の支払い限度額の10分の4を上限とする前払い金の請求が可能となった場合、課題といたしましては、年度当初において、現行の方法より多額の支払いが必要となる可能性があり、事業者からの請求に先立って両市に求める負担金が、より多額になってしまうことが想定されます。

以上でございます。

議長（早川直久）

夏目議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

13番（夏目豊）

答弁ありがとうございました。要望させていただきます。

西知多総合病院の建設工事では約19億6,000万円が地元事業者へ活用されていきました。西知多クリーンセンター工事でも方式が違うのであれですけども、是非地元事業者への参入機会を、より多くの参入機会の拡大をよろしく願いをいたします。

資金繰りについても、工事初年度以外は出来形に応じた部分払いでの請求ができるとのことでしたが、しかし、1年間の資金繰りを考えると、両市の一時的な負担金の増額という答弁もありましたが、大規模工事における前払い金の限度額の見直

しも必要なのかもしれませんが。

ちなみに、支払い限度額についても調べてみました。全国的に限度額1億円の撤廃の動きがあり、県内では2市2町1村以外は限度額は撤廃されていました。地元事業者の参入機会のさらなる拡大と参画しやすい条件整理に努めていただくことを強く要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、夏目豊議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。2時40分から再開いたしますので、よろしくお願ひします。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時40分）

議長（早川直久）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして11番、古俣泰浩議員の発言を許します。

11番（古俣泰浩）

それでは、議長の指名を得ましたので、先の通告に従いまして、質問事項1番目「公立西知多総合病院改革プランについて」、2番目「がん拠点病院の指定について」お伺いをいたします。

平成27年5月、東海市知多市両市民の衆望を担い、地域完結型医療体制の中核病院として公立西知多総合病院が開院をいたしました。新病院の開院により、一定の診療体制が整うとともに、充実した急性期医療の提供が可能となりました。公立病院は言うまでもなく、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、多くの公立病院において経営状況の悪化や医師不足などのために、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、国は平成19年に公立病院改革ガイドライン、平成27年に新公立病院改革ガイドラインに基づき、病院事業を設置する地方公共団体等に公立病院改革プランの策定を要請しました。そして、プラン作成に当たっては、次の4つの視点に立った取り組みの明記が求められております。

1つ目は、地域医療構想を踏まえた役割の明確化で、病床機能や地域包括ケアシステム構築に向けての果たすべき役割です。

2つ目は、経営の効率化で、経常収支比率等の数値目標の設定です。

3つ目は、再編ネットワーク化で、経営主体や病院機能の再編の推進です。

4つ目は、経営形態の見直しで、地方独立行政法人化の推進です。

これらを受けて、西知多医療厚生組合といたしましても、対象期間を平成29年度から平成32年度までの4カ年とする公立西知多総合病院改革プランを平成29年3月に策定をいたしました。計画策定から3年が経過し、対象期間が残り1年余となり、これまでの経緯経過を検証し、プランの目標達成の見込みなどについて確認をさせていただきたいと思えます。

そこでお伺いをいたします。質問事項1、「公立西知多総合病院改革プランについて」主に経営の効率化の観点から、1点目、計画対象期間中の年度毎の入院外来患者数、手術件数の推移と稼働病床の推移について。

2点目、計画対象期間中の年度毎の収支の状況について。

3点目、平成32年度経常収支黒字化の見通しについて。

4点目、経営形態の見直しの考えについて、お伺いをいたします。

次に、質問事項2、「がん拠点病院の指定について」を伺います。今年の3月16日に放射線治療病棟の竣工式が執り行われ、4月から放射線治療が開始されました。周辺臓器に影響を及ぼさずに、がんの病巣だけをピンポイントで攻撃できる放射線治療機器の導入により、手術・化学療法とともに放射線治療法の3つの治療を組み合わせることにより、患者さんに最適な治療法が提供でき、がんの根治が目指せることとなりました。この放射線治療の開始により、がん診療拠点病院の指定についても公立西知多総合病院は大きく前進したと考えております。

そこでお伺いをいたします。質問事項2、「がん拠点病院の指定について」の1点目、指定要件と現在の状況についてお伺いをいたします。

答弁よろしくお願いたします。

管理者（宮島壽男）

古侯泰浩議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「公立西知多総合病院改革プランについて」でございますが、このプランは、県が作成した地域医療構想を踏まえ、公立病院の経営健全化を目的に総

務省の新たな要請により、平成28年度に策定したものでございます。平成29年度から4年間取り組む24の具体的な項目を掲げ、経営健全化に取り組んでいるところでございます。各質問事項に対する答弁につきましては、事務局長から答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

病院事務局長（後藤輝夫）

質問事項1「公立西知多総合病院改革プランについて」の1点目、「計画対象期間中の年度毎の入院外来患者数、手術件数の推移と稼働病床の推移について」答えさせていただきます。

患者数につきましては、年度推移が比較的分かり易いように総数ではなく、1日平均で申し上げます。

1日平均入院患者は、平成29年度327人、平成30年度320人、令和元年度上半期318人で、平成29年度から減少が続いております。1日平均外来患者数も、平成29年度848人、平成30年度797人、令和元年度上半期778人で、外来患者数も、平成29年度から減少傾向が続いております。

手術件数は、平成29年度3,331件、平成30年度3,326件、令和元年度上半期1,751件で、平成30年度は減少しましたが、令和元年度は、このままのペースでいけば増加が見込まれております。

稼働病床は423床で、稼働病床利用率も、平成29年度77.3%、平成30年度75.6%、令和元年度75.2%で、平成29年度から減少が続いております。これらの主な要因は、消化器内科医師の減少が消化器内科のみならず消化器外科などにも及んでいることが大きく影響しており、入院患者数、手術件数及び病床稼働率いずれも減少となりました。

しかしながら、7月に消化器内科医師3名が着任して以降は、消化器内科の入院患者数も増加しており、上半期と比較して下半期は改善が見られます。

なお、本年度10月の平均患者数ですが333人で、昨年度が303人でしたので、30人ほど増えているということでございます。

次に2点目、「計画対象期間中の年度毎収支の状況について」でございますが、計画初年度の平成29年度は、入院患者数及び入院診療単価が計画値を下回り、医業収益も、計画値の106億7,100万円と比較して6億5,700万円下回る結果となりました。医業費用は、計画値126億4,800万円と比較して5,8

00万円増加しております。結果、経常損失は13億2,200万円で、計画値と比較して5億5,500万円増加し、経常収支比率は89.9%と計画値の94.1%を4.2ポイント下回る結果となりました。

平成30年度は病院事業を継続するに当たり、最も重要な要素である医師不足が経営状況に大きく影響し、医業収益は、計画値の116億2,800万円と比較して16億円の減少、医業費用では、質の高い医療を提供し収支改善を図るため、看護師等を増員したことで給与費が増加したため、計画値の127億7,200万円と比較して2,300万円増加しました。

結果、経常損失は4億3,900万円となり、計画値と比較して1億600万円増加し、経常収支比率は96.7%と計画値の97.5%を0.8ポイント下回る結果となりました。

今年度上半期の状況といたしましては、7月から常勤消化器内科医師が赴任したことなどもあり、医業収益は、53億5,200万円で、前年同期と比べ1億7,000万円の増、医業費用は51億7,200万円で、前年の同時期と比べて6,300万円の増加となっております。収支差は1億700万円で、前年同月を上回っております。

次に3点目、「平成32年度経営収支黒字化の見通しについて」でございますが、平成28年度に策定しました公立西知多総合病院改革プランでは、平成32年度に経常収支黒字化となっておりますが、医師確保の状況から、実現については厳しい状況にあります。現時点で黒字化の見通しは、ついていないのが状況でございます。

そこで、今年5月より、東海市・知多市の財政及び企画部門を含め、これからの収益改善に向けた具体的な実施内容も検討しつつ、現状を踏まえた中長期の財政計画策定のため、財政計画策定調整会議を開催し、できるだけ早期の経営収支黒字化及び構成市の一般会計からの繰入金の縮小を目指して、現在取り組んでいるところでございます。

次に4点目、「経営形態の見直しの考えについて」でございますが、公立西知多総合病院改革プランでは、経営形態の見直しについて、「当面の間は、現状の地方公営企業法一部適用の下、病院経営の健全化に取り組む」として、今後、本計画の達成に当たって、経営形態の見直しが必要となった場合、院内及び関係各所と当院に最も適した経営形態の検討を行うこととしております。

なお、近隣では2025年5月に老朽化した半田市立半田病院と常滑市立常滑市民病院の2病院を、非公務員型地方独立行政法人化し、経営統合する形で移転建設することが決まっております。

また、他にも地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入などがありますが、現状の厳しい経営状況から、当面は地方公営企業法の一部適用を継続しつつ、当院に最も適した経営形態を検討してまいります。

質問事項2「がん拠点病院の指定について」の1点目、「指定要件と現在の状況について」でございますが、がん診療拠点病院は、愛知県におけるがん診療の充実を図るため、厚生労働大臣指定の要件に準じる病院を愛知県知事が指定している病院です。

現在、愛知県には国の指定するがん診療連携拠点病院が19施設、県が指定するがん診療拠点病院が7施設あり、知多半島医療圏では半田市立半田病院が、がん診療連携拠点病院に指定されています。指定に当たっては、がん医療の内容、医療従事者、診療実績、設備、情報提供・相談体制など一定の指定要件を満たす必要があります。

がん医療の内容に関して、肺がんを初めとする5大がんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせ、集学的治療を提供できることなど3点の指定要件があります。

医療従事者等の配置に関しては、専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の配置が必須となっており、手術療法に携わる常勤医の配置など14項目の指定要件が、診療実績に関しては、年間500件以上の院内がん登録の実績、年間240件以上のがんの手術件数など6項目の指定要件が、設備整備に関しては放射線治療機器、外来薬物療法室及び病理診断室の設置と、がん患者や御家族が、治療や療養生活などに関して冊子などで確認できる環境の整備が指定要件で、情報提供及び相談支援体制に関しても、専門の研修を受けた相談員がいるがん相談支援センターの設置、医療安全体制に関しては、組織上明確な医療安全管理部門の設置の6項目の指定要件が必要となります。

現在、当院ではこれらの指定要件を満たすため、適宜、条件整備を進めておりますが、肺がんの手術に携わる呼吸器外科の常勤医師、精神症状の緩和に携わる精神科の常勤医師の不足が課題となっております。

以上であります。

議長（早川直久）

古侯議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

11番（古侯泰浩）

1点、再質問をお願いいたします。

質問事項1の「公立西知多総合病院改革プランについて」の1点目の答弁で、消化器内科医師の減少が入院患者数、手術件数及び稼働病床利用率の減少の主な要因とのことでした。

しかしながら、本年7月に消化器内科医師が3名着任し、消化器内科の入院患者数も増加傾向にあるとの御答弁でありました。この消化器内科医さんは、開院当初は7名いらっしゃいました。それが今年度当初は0名になってしまい、7月以降は3人だということなのですが、先ほどの御答弁にありますように、この内科医師の確保が稼働病床数ですとか経営にも大きな影響を与えることと思いますが、安定期には6名いらっしゃった消化器内科医師の今後の見通しについてお伺いさせていただきます。

病院事務局長（後藤輝夫）

御質問がありました件ですが、直近では来年4月には、後期研修を受ける専攻医が1名残る体制で、3名から4名になる予定でございます。

それから、救急の受け入れ制限を少しでも早く解除できるように、不足医師の確保についても引き続き確認し、医局に働きかけております。大学医局の信頼を得て、医師を派遣していただけることが極めて重要だと考えておりますので、今後も引き続き医師確保に努めていきたいと思っております。

以上であります。

議長（早川直久）

古侯議員、要望がありましたら発言を許します。

11番（古侯泰浩）

いろいろ御答弁ありがとうございました。最後に、要望を申し上げたいと思います。質問させていただきました公立西知多総合病院改革プランの大きな柱は、やはり経営の安定と効率化であると考えております。この改革プランの第6章、経営の効率化には、医師を初めとした医療従事者の確保による診療体制の強化と同時に、

経営改善を進めることで、平成32年度の計上収支の黒字化及び構成市の一般会計からの繰入金の縮小を目指す、と明記をされておりますが、残念ながら答弁では医師確保の状況などから目標年度の平成32年度、令和2年度に経常収支黒字化は大変厳しいとの答弁でありました。

また、構成市の一般会計からの繰入金の縮小についてでございますが、知多市は議会独自で毎年議会報告会というのを開催しておりますが、昨年の議会報告会で、知多市の一般会計平成29年度の補正予算で、病院事業費として知多市分負担金約2億円を追加支出したことに對しまして、複数の市民の方々から大変厳しい御意見、御指摘がありました。

また、経営形態の見直しについては、先ほど答弁もありましたように、半田市と常滑市では両市民病院の経営統合に対して、非常に独自性の高い非公務員型地方独立行政法人化という政策決定もしております。こうした近隣市町との状況も踏まえて、改革プランの目的である持続可能な地域の医療提供体制の確立に向けて、これからも経営体質の改善に向けた不断の努力と公立西知多総合病院に最も適した経営形態の検討をさらに進めていただきますよう、要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（早川直久）

以上で、古侯泰浩議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（早川直久）

日程第5、報告第2号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について」を議題といたします。

報告者から説明をお願いします。

病院事務局長（後藤輝夫）

報告第2号、平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について、御説明申し上げます。

この報告書は、放射線治療施設建設事業の完了に伴い、継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書をご覧ください。病院事業会計、1款資本的支出、1項建設改良費、放射線治療施設建設事業で、平成29年度及び平成30年度の2カ年事業で進めてまいりました。全体計画といたしましては、年割額の合計が、14億1,000万円で、その財源といたしましては、全額が地方債でございます。次に、実績でございますが、支払い義務発生額は、13億9,968万円で、その財源内訳といたしましては、地方債が13億550万円、負担金が4,700万円、補助金が4,700万円、一般財源が、18万円でございます。全体計画と実績との比較でございますが、年割額と支払い義務発生額の差は、1,032万円で、その財源内訳は全て企業債でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは、質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

議長（早川直久）

続きまして、日程第6、議案第15号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」から日程第14、認定第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」までの9議案を一括議題といたします。

議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま一括上程されました、議案第15号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」から、議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」までの条例案についての主な改正理由につきまして2点御説明申し上げます。

1点目として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の運用が令和2年4月1日から開始されます。会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員として、その採用や任期の明確化、地方公務員法の服務規程が適用されるなど、新たな職として創設されることとなります。このことにより、現行の臨時的任用職員や一部の非常勤特別職が、それぞれの任用の厳格化により、会計年度任用職員に移行されるものでございます。

また、2点目として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に、不当な差別をしないという趣旨のもとに、地方公務員の欠格条項である地方公務員法第16条第1号において規定される成年被後見人及び被保佐人が削除される改正が、令和元年12月14日に施行されます。このたび、一括上程された議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴う規定の整備及び成年被後見人等の欠格条項からの削除に伴う規定の整備となるものでございます。

なお、各議案の詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第15号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、任命権者の報告の対象外とされている非常勤職員から、勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員を除外するため、改正するものでございます。改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の除外規定の追加をするもので、人事行政の公表の対象外となる非常勤職員から、勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員を除外するものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第16号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、会計年度任用職員に係る休職の期間の追加等をするため改正するものでございます。改正の内容につきましては、3枚目、参考資料

の新旧対照表により、御説明申し上げます。

第2条は、字句の整理をするものでございます。

第3条は、会計年度任用職員に係る休職の期間の追加等をするもので、原則は3年の範囲内である休職期間を、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条第2項の規定により、任命権者が定める任期の範囲内とする例外規定の追加等をするものでございます。

第4条は、字句の整理をするものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、勤務時間が短時間である、会計年度任用職員に対する減給の効果の追加等をするため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第3条は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する減給の効果の追加をするもので、短時間勤務会計年度任用職員にあつては、後ほど議案第23号で御説明申し上げます西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第3条第1項に規定する基本報酬の額を減給の対象とするものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第18号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定の整理をするため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第19条は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定の整理をするものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員の勤勉手当の支給及び職務復帰後における号給の調整に係る除外規定の追加等をするため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第7条は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る除外規定の追加等をするものでございます。

第8条は、短時間勤務会計年度任用職員の除外規定の追加をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員の除外の規定の追加等をし、及び成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員の削除等をするため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第1条は、会計年度任用職員の除外規定の追加をするもので、この条例の対象となる一般職に属する職員から会計年度任用職員を除くものでございます。

第4条は、字句の整理をするものでございます。

第20条、2ページをお願いいたします。

第20条の2及び第21条は、地方公務員法第16条第1号に該当して、失職した職員に関する規定の削除等をするもので、期末手当及び勤勉手当の支給に関して、成年被後見人等が欠格条項から削除されることに伴う規定の削除等をするものでございます。

3ページをお願いします。

第24条の2は、条の繰り下げをするものでございます。

第24条の3は、臨時的任用職員の給与に関する規定の削除をするもので、当組合においては、現行の臨時的任用職員は、会計年度任用職員に移行するため、関係規定を削除するものでございます。

4ページをお願いします。

第25条は、非常勤職員の給与に関する規定の削除をするもので、第1条の改正により、非常勤である会計年度任用職員は、この条例の適用除外とされたことから、関係規定の削除をするものでございます。

第26条は、地方公務員法第16条第1号に該当して失職した場合の削除等をするものでございます。

5ページをお願いします。

別表第1は、字句の整理をするものでございます。

附則第1項は、施行期日で、第1号に定める成年被後見人等の削除等に関する規定は、令和元年12月14日から、第2号に定める主に会計年度任用職員に関する規定は、令和2年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。

附則第2項及び第3項は経過措置で、第2項は、施行日前に失職した職員に対しての期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、なお従前の例とするもの。第3項は、施行日前に臨時的任用職員であった者の勤務及び通勤に係る給与の支給に関しては、なお従前の例とするものでございます。

附則第4号は、西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、6ページをお願いします。

第20条は、引用条項の削除をするものでございます。

附則第5号は、西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、先ほどの附則第4項と同様に、第9条は、引用条項の削除をするものでございます。

続きまして、議案第21号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員の除外規定を追加し、及び成年被後見人または被保佐人に該当する場合の失職の除外規定の削除をするため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの除外規定の追加をするもので、常時勤務を要する職員に準じた勤務時間により退職手当条例の対象となる者から勤務時間が短時間である会計年度任用職員を除外するものでございます。

第15条は、地方公務員法第16条第1号に該当する場合の失職の除外規定の削除をするものでございます。

2ページをお願いします。

附則は施行期日で、この条例は、第15条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から、第2条第2項にただし書きを加える改正規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の変更等をするため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第3条は、引用条項の変更等をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。

続きまして、議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、勤務時間が短時間である会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため制定するものでございます。

条例の内容について御説明させていただきます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、給与の規定で、給与を報酬及び期末手当とし、また報酬の種類、支払い方法等について定めたものでございます。

第3条は、基本報酬の規定で、基本報酬は、地域手当に相当する額を加味したものであること、報酬額は、時間額2,000円以内において管理者が規則で定めること等について定めたものでございます。

第4条は、時間外勤務に係る報酬の規定で、常勤職員等に準じて報酬の支給要件、時間外勤務の種類に応じた支給額等について定めたものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条は、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の規定で、常勤職員等に準じて、報酬の支給要件、支給額等について定めたものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条は、報酬の支給について定めたものでございます。

第7条は、期末手当の規定で、期末手当は6月1日及び12月1日を基準日として、手当の支給対象者、支給額、期末手当基礎額の計算方法、支給日等について定めたものでございます。

5ページをお願いいたします。

第8条は、退職者の給与の規定で、退職期間は給与を支給しないことについて定めたものでございます。

第9条は、通勤に係る費用弁償の規定で、費用弁償の支給要件、公共交通機関を利用した場合の支給額、自動車等の交通用具等を使用した場合の距離や勤務日数に応じた支給額等について定めたものでございます。

6ページをお願いいたします。

第10条は、公務のための旅行に係る費用弁償の規定で、支給要件、支給額については、西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例に定める旅費の例によること等について定めたものでございます。

第11条は、雑則について定めたものでございます。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置で、令和2年6月に支給する期末手当の計算方法についての経過措置を定めたものでございます。この条例に基づき、来年度から現行の臨時的任用職員にかわって短時間勤務の会計年度任用職員を任用してまいります。この機会に、臨時職員の業務の見直しを行い、委託化を検討している業務もござい

ます。そのため、現行の臨時的任用職員が担っている部分が全て会計年度任用職員に移行するということではございませんが、来年度予算では7節賃金に相当する職員は一切任用していない状態になるよう、現在、適正な職員配置の検討を行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

皆さんに申し上げます。携帯電話は、電源をお切りくださるかマナーモードにさせていただきますように、もう一度御確認をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

始めに、議案第15号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

9番（泉 清秀）

それでは、1件質問をさせていただきます。この条例の一部改正に伴い、除外される対象者数をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

提案理由にございますとおり、任命権者の報告の対象外とされている非常勤職員から、勤務時間が常勤職員と同一である、つまりフルタイムの会計年度任用職員が除外されますが、当組合では、来年度から任用する会計年度任用職員は、勤務時間が短時間の会計年度任用職員のみを予定をしておりますので、実際にこの条例の適用の対象外の非常勤職員から除外され、任命権者の報告の対象となる会計年度任用職員の該当者はいないものでございます。以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第15号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第16号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第16号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第17号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第17号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第18号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第18号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第19号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第19号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第20号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第21号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第21号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第22号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第22号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の質疑の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって議案第23号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の発言を許します。

(なしの声)

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第6、議案第15号「西知多医療厚生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第16号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第8、議案第17号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第9、議案第18号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第10、議案第19号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第11、議案第20号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第12、議案第21号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第13、議案第22号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第14、議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第15、議案第24号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第24号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるためのものでございます。なお、詳細につきましては、衛生センター所長から御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

議案第24号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為は、衛生センターの運転維持管理業務委託料で、令和2年度から2年間の契約を締結するため、限度額4,906万円を設定するものでございます。委託期間開始前に、この施設において研修を受ける期間を設けるため、今年度中に指名競争入札により業者決定し、契約する予定でございます。

4 ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます、以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第16、同意第3号「副管理者の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、同意第3号「副管理者の選任について」御説明申し上げます。

現副管理者である鈴木希明氏は、11月14日をもって任期満了となりますが、引き続き、副管理者として選任いたしたいので、西知多医療厚生組合規約第9条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。鈴木希明氏は、現在、

知多市の副市長で、略歴はお配りしております参考資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。同意第3号「副管理者の選任について」原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は同意と決定しました。

ただいま、副管理者に選任されました鈴木副管理者から挨拶をいただきます。

副管理者（鈴木希明）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、副管理者の選任の御同意をいただき、引き続きその任を担うこととなりました知多市副市長の鈴木希明でございます。

今後とも組合の発展のため誠心誠意努力してまいる所存でございますので、引き続き皆様からの御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

議長（早川直久）

ありがとうございます。この際、暫時休憩といたします。15時45分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

（休憩 午後3時35分）

(再開 午後3時45分)

議長（早川直久）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第17、認定第1号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、認定第5号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの5議案を一括議題といたします。議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

御説明の前に、このたび認定の議案につきまして、度重なる訂正がございましたこと、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。誠に申しわけございませんでした。今後このようなことがないように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました、認定第1号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び認定第4号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

初めに、認定第1号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

一般会計決算書の2ページ及び3ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額35億9,434万7,644円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額35億9,194万9,553円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、239万8,091円でございます。詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金は、当初予算額23億9,756万7,000円に、11億8,331万円を増額補正した合計35億8,087万7,000円に対しまして、収入済額は、補正後予算と同額の35億8,087万7,000円でございます。

内訳といたしましては、組合同約第11条の規定による負担割合に基づき算出した額として、各会計分負担金の合計で、東海市から22億1,261万189円を、知多市から13億6,826万6,811円を負担していただいたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金は、当初予算額1,100万円に153万円を増額補正した合計1,253万円に対し、収入済額は、1,253万6,305円でございます。

3款諸収入は、予算現額94万1,000円に対し、1項1目の組合預金利子として2,108円、2項1目雑入として、93万2,231円の収入があり、諸収入全体の収入済額は93万4,339円でございます。

8ページ及び9ページをお願いします。

歳入合計は、補正額を加えた予算現額35億9,434万8,000円に対しまして、収入済額は35億9,434万7,644円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いします。

1款議会費の1項1目議会費は、支出済額63万5,813円、執行率は82.8%でございます。1節報酬の53万8,517円は、組合議員14人分の報酬でございます。13節委託料の8万4,240円は、組合議会本会議の会議録作成に係る委託料で、時間単価で契約していますが、平成30年度中に開催された定例議会2回、臨時議会2回のいずれも短時間で終了したことから、執行額が低くなったものでございます。

2款総務費の1項1目一般管理費は、支出済額35億9,131万3,740円で、補正後予算現額に対する執行率は99.9%でございます。1節報酬の24万9,000円は、監査委員、情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委

員の報酬でございます。2節給料2,631万7,200円、3節職員手当等2,222万7,620円は、総務部総務担当職員6人分の給与支給額でございます。

12ページ及び13ページをお願いいたします。

4節共済費の1,028万9,930円は、市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金ですが、派遣職員の異動等による影響で、2節、3節とともに、予算に不足が見込まれたため増額補正を行いました。4節はなお不足したため、合計で14万8,930円を2節及び3節から流用したものでございます。

11節需用費の221万2,601円は、消耗品費として事務用品、施設管理用品の購入等、印刷製本費では予算書・決算書等の印刷代、燃料費では公用車のガソリン代等、食糧費では来客用お茶代、修繕料では公用車点検時修理代、施設修繕などの費用でございます。

流用の主な理由は、当初予算時に14節で計上した財務会計システムライセンス使用料について、執行の際にライセンスの購入として契約を行うことが望ましいと考え、14節から流用して執行したことによるものです。

13節委託料の899万6,805円は、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料を初め7件、施設維持管理委託料として管理棟清掃委託料を初め6件の委託事業の費用でございます。

流用の主な理由は、事務事業委託料の5つ目、例規執務サポートシステムデータ更新委託料について、当初、紙ベースで100ページ分の更新を見込んだところ、228ページの更新となり、128ページ分の増加となったこと、また、施設維持管理委託料の一番下、草木維持管理委託料について、当初予定していませんでしたが、組合敷地の樹木が伸びて一般住宅の庭に葉を落とすと苦情が入ったため、急遽、境界線上の樹木の伐採を行ったことによるものでございます。

14ページ及び15ページをお願いいたします。

18節備品購入費の235万3,432円は、公会計対応財務会計システムのサーバーや、総務課職員が使用する事務用端末機などの購入費用でございます。

28節操出金の35億1,583万3,000円は、東海・知多両市から収入した、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計分の負担金をそれぞれの会計に振り替えたものです。

3款公債費の1項1目の利子の23節償還金、利子及び割引料は、資金の一時借

り入れを行わなかったため、支出はございませんでした。

4 款予備費につきましても支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしましては、補正後の予算現額 3 億 9, 434 万 8, 000 円に対しまして、支出済額は、3 億 9, 194 万 9, 553 円、執行率 99.9% で、239 万 8, 447 円の不用額となったものでございます。

16 ページは、実質収支に関する調書、18 ページ、19 ページは、財産に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

総務部長（前田達郎）

認定第 2 号「平成 30 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

し尿処理事業特別会計決算書の 2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額、1 億 7, 947 万 8, 559 円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額 1 億 6, 137 万 6, 168 円で、3 ページ下の歳入歳出差引残額は 1, 810 万 2, 391 円でございます。詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

平成 30 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

1 款使用料及び手数料の 1 項 1 目 1 節事業総務使用料は、収入済額 9, 000 円で、電柱、電話柱の敷地内占用に係る行政財産の目的外使用料でございます。

2 款繰入金の 1 項 1 目 1 節繰入金は、予算現額、収入済額ともに 1 億 5, 385 万 6, 000 円で、し尿処理事業にかかる東海市、知多市の負担金を一般会計から振り替えたものでございます。

3 款繰越金の 1 項 1 目 1 節繰越金は、予算現額 2, 000 万円に対しまして、収入済額 2, 555 万 2, 201 円でございます。この増収差額は、平成 29 年度決算において、消耗品費における処理薬剤の購入費の減、委託料及び購入請負費における請負率の低下や突発修繕工事費が不要であったことなどにより、不用額が増

え、繰越額が増加したことによるものでございます。

4款諸収入の1項1目1節雑入は、収入済額6万1,358円で、これは再任用職員の雇用保険被保険者負担金などでございます。

以上、歳入合計は予算現額1億7,390万9,000円に対しまして、収入済額1億7,947万8,559円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款衛生費の1項1目事業総務費は、支出済額3,395万6,919円、執行率100%でございます。

2節給料1,310万400円、3節職員手当等859万3,150円は、衛生センター職員4人分の給与支給額でございます。

3節職員手当等では、時間外勤務手当が見込みより増額となったため不足が生じ、2目し尿処理費の13節委託料から流用したものでございます。

4節共済費の542万9,525円は、市町村共済組合負担金や、健康保険、厚生年金の事業主負担分の法定福利費等でございます。

7節賃金は、臨時職員賃金で、台風の被害の対応などのため、勤務時間数が当初見込みより増となったことから不足が生じ、2節給料初め9つの節から流用して対応したものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1項2目し尿処理費は、支出済額1億2,741万9,249円、執行率92.4%でございます。11節需用費の4,271万9,231円は、施設設備運転用の消耗品、光熱水費等で、不用額は処理用薬剤の購入単価と使用量の減少などにより生じたものでございます。

13節委託料の2,380万2,120円は、水質検査委託料初め12件の委託料で、不用額は入札等の結果による請負残でございます。

15節工事請負費の5,814万7,200円は、定期修繕工事3件と計画修繕工事10件及びその他修繕工事1件の工事費で、不用額はそれぞれの修繕工事における請負残でございます。

2款公債費の12ページ、13ページをお願いいたします。

1項1目23節償還金、利子及び割引料は、資金の一時借り入れを行わなかった

ことから、支出はございませんでした。

3 款予備費につきましても支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額1億7,390万9,000円に対しまして、支出済額は1億6,137万6,168円、執行率92.8%で1,253万2,832円の不用額となったものでございます。

14 ページには、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上でございます。

総務部長（前田達郎）

認定第3号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

ごみ処理事業特別会計決算書の2 ページ及び3 ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額1億640万5,432円、歳出の決算額は右側の表の歳出合計の支出済額9,752万5,420円で、3 ページ下の歳入歳出差引残額は888万12円でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。歳入から御説明いたします。6 ページ及び7 ページをお願いいたします。

1 款国庫支出金1 項1 目1 節のごみ処理事業費国庫補助金につきましては、予算現額1,741万5,000円に対しまして、収入済額は1,756万4,000円でございます。これは、環境に及ぼす影響についてまとめる環境影響評価の準備書の作成及びごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

2 款繰入金1 項1 目1 節の繰入金につきましては、予算現額、収入済額ともに7,716万5,000円でございます。これはごみ処理事業に係る両市の負担金として一般会計から振り替えたものでございます。

3 款繰越金1 項1 目1 節繰越金につきましては、予算現額980万5,000円に対して、収入済額は1,167万6,432円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億438万5,000円に対して、収入済額は1

億640万5,432円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款衛生費1項1目事業総務費につきましては、支出済額5,555万4,066円で、執行率98.0%です。

2節給料から4節共済費までは、職員2人分の人件費ですが、4節共済費の予算が不足したため、2節給料から流用し支出したものです。

9節旅費の24万9,785円につきましては、事務連絡のための県庁への交通費及び事業者選定事務を行うに当たり、審査方法、審査基準などの先進地視察として愛媛県今治市などを視察した際の交通費、宿泊料などを支出したものです。

13節委託料、3,531万2,320円につきましては、主なものとして環境影響評価の準備書の作成に係る業務や地下水モニタリング調査業務を委託したものです。

2目ごみ処理施設建設費につきましては、支出済額4,197万1,354円で、執行率89.9%です。

1節報酬の17万2,500円は、ごみ処理施設の設計、建設及び管理運営を行う事業者の選定等に向けて設置する審査会の4名の委員に支出したものです。

10ページ、11ページをお願いします。

2節給料から4節共済費までは、職員2人分の人件費ですが、4節共済費の予算が不足したため、2節給料から流用し支出したものです。

9節旅費の32万8,440円につきましては、事業者選定審査会の事務調整に係る旅費、審査会委員の費用弁償を支出したものです。

12節役務費の2万円につきましては、現知多市清掃センターの管理棟などを新しい施設の工事区域に含め、その管理棟などの解体を組合が行うことが年度途中で決定したため、その機能補償として建設する仮設管理棟などに係る建築確認申請手数料で、13節から2万円を流用しました。

13節委託料の2,180万6,920円につきましては、主なものとしてごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務として、発注仕様書などの必要な書類の作成や選定審査会の運営支援に関する業務を委託したものです。

2款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額1億438万5,000円に対して、支出済額は9,752万5,420円、執行率93.4%で685万9,580円の不用額となっております。

12ページは、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上でございます。

看護専門学校長（竹内晴子）

認定第4号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明させていただきます。

看護専門学校事業特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額1億6,806万5,826円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額1億4,560万4,566円でございます。3ページ下の歳入歳出差引残額は2,246万1,260円となりました。なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算について」御説明します。歳入からお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

1款使用料及び手数料1項1目1節の看護専門学校使用料は、予算現額1,674万6,000円に対しまして、収入済額は1,644万6,000円となりました。主なものは看護専門学校授業料1,644万円で、これは1カ月の授業料1万5,000円の学生延べ1,096人分の授業料です。

次に、2項手数料1目1節看護専門学校手数料は、予算現額340万4,000円に対しまして、収入済額は449万5,000円となりました。主なものは看護専門学校受験料118万円及び看護専門学校入学金312万円です。

3款繰入金、1項1目1節繰入金は、当初予算額1億1,881万2,000円に対しまして、収入済額は同額の1億1,881万2,000円となりました。

4款繰越金は、8ページ、9ページをお願いします。

1項1目1節繰越金は、当初予算額2,500万円に対しまして、収入済額は2,794万9,822円となりました。

以上、歳入合計は、予算現額1億6,430万4,000円に対し、調定額、収

入済額ともに1億6,806万5,826円で、差し引き376万1,826円の収入増となっております。

続きまして、歳出をお願いします。10ページ、11ページをお願いします。

1款看護学校費1項1日事業総務費は、予算現額計1億4,154万6,000円に対しまして、支出済額1億2,608万3,700円で、執行率89.1%です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、学校長を初め常勤職員13名の人件費です。

13節委託料につきましては、職員健康診断等委託料を初め11件の委託料です。このうち主なものは、清掃委託料で年6回の定期清掃として床面のワックスがけ、年1回のガラス清掃等を実施しています。

14節使用料及び賃借料につきましては、電子複写機借上料を初め6件で、12ページ、13ページをお願いします。

このうちパソコン借上料は学生の教育用パソコンの借上料で、4月から8月まで再リースしていたものを8月に更新したものです。

18節備品購入費につきましては、校内放送機器を更新したものです。

2目看護専門学校費につきましては、予算現額2,225万8,000円に対しまして、支出済額1,952万866円、執行率87.7%です。

4節共済費の予算が不足したため、7節賃金から21万7,330円を流用しました。

7節賃金は、学校以外の実習施設先で、学生に対してアドバイスや指導をする当校の非常勤教員に対して支払いをしたものです。

13節委託料のうち、実習委託料は、学生が各施設で実習した場合、1日当たりの単価を決めて実習した日数分の支払いをしたものです。

18節備品購入費につきましては、義歯装着口腔衛生模型を初め、沐浴人形等12点と書籍、DVDを購入したものです。

14ページ、15ページをお願いします。2款予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は予算現額1億6,430万4,000円に対し、支出済額は1億4,560万4,566円で、執行率88.6%で1,869万9,434円の

不用額となりました。

16 ページ、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上で説明を終わります。

病院事務局長（後藤輝夫）

認定第5号、平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものがあります。

それでは認定第5号、平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いします。

この決算書は、消費税込みで表示しており備考欄に消費税額を表示しております。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益は、決算額129億3,050万3,427円で予算額に比べ、4億8,762万2,573円の減となりました。

次に、支出の第1款病院事業費用は、決算額133億9,337万6,022円で執行率は97.3%で、第3項特別損失において、予算超過額が生じておりますが、予算超過につきましては地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定により、現金の支出を伴わない経費については認められているもので、支出の表下に記載のうち、過年度損益修正損及びその他特別損失の予算超過に伴うものがございます。

1ページおめくりいただきまして、6ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、決算額26億1,908万6,667円で予算額に比べ、5,524万3,333円の減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額32億1,193万2,937円、執行率は94.1%で、翌年度繰越額を除いた不用額は2億50万5,803円となりました。なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算の補足説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。1枚はねていただきまして、11ページの損益計算書か

ら15ページの貸借対照表までは、消費税抜きで記載しております。また、16ページから18ページまでは注記としまして、ローマ数字Iの重要な会計方針など、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等をこの注記の記載のとおり作成しているものでございます。

それでは11ページに戻っていただき、損益計算書をお願いします。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における病院の財政状況を明らかにするものでございます。

1 医業収益につきましては、(1)入院収益から(3)その他医業収益までの合計で100億2,882万8,251円。

2 医業費用は、(1)給与費から(7)長期前払消費税償却までの合計で127億9,520万3,080円となり、医業収益と医業費用の差額となります医業損失は27億6,637万4,829円でございます。

3 医業外収益につきましては、(1)受取利息配当金から(7)その他医業外収益までの合計で28億208万3,751円。

4 医業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑損失の合計で4億7,333万3,342円となり、医業外収益から医業外費用を差し引きますと23億2,875万229円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した経常損失は4億3,762万4,600円でございます。

5 特別利益につきましては、(1)過年度損益修正益と(2)その他特別利益の合計で3,123万8,723円、6 特別損失は(1)過年度損益修正損と(2)その他特別損失の合計で7,966万2,522円で、特別利益から特別損失を差し引きますと4,842万3,799円のマイナスとなり、先ほどの経常損失と合算した当年度純損失は4億8,604万8,399円でございます。

前年度繰越欠損金が、43億1,718万9,854円でございますので、当年度未処理欠損金は48億323万8,253円でございます。

1枚はねていただきまして、12ページの剰余金計算書をお願いいたします。

この計算書は、貸借対照表の資産の部の剰余金の詳細となっておりますので御高覧いただき、12ページの下の方、欠損金処理計算書(案)をお願いします。一番右の列、未処理欠損金48億323万8,253円を繰越欠損金として処理しようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、14ページの貸借対照表をお願いします。平成31年3月31日現在の病院事業における財産の状況を明らかにするものでございます。

初めに、資産の部でございます。1固定資産の合計は、このページの中ほどからやや下右側、162億6,479万8,988円。2流動資産の合計は、その6行下、34億6,369万6,113円で、その下資産合計は、197億2,849万5,101円でございます。

続きまして、右側15ページ、負債の部で3固定負債の合計は8行下の右側、143億9,857万1,331円。4流動負債の合計はその12行下、43億808万3,686円。5繰延収益の合計はその3行下、13億5,239万4,768円で、負債合計は200億5,904万9,785円でございます。

その下、資本の部でございますが、6資本金の合計は43億9,420万3,942円。7剰余金の合計はその9行下、マイナス47億2,475万8,626円で、その下、資本合計はマイナス3億3,055万4,684円となり、その下、負債資本合計は197億2,849万5,101円で、前ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

続きまして、2枚はねていただきまして19ページの事業報告書をお願いいたします。さらに1枚のけていただきます。20ページをお願いします。

初めに、1概況の(1)総括事項でございますが、平成30年度の病院事業は、知多半島北西部地域における急性期医療を担う中核病院として、質の高い医療の提供、経営の効率化、地域医療への貢献をテーマに医療機能及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。平成30年11月には、地域完結型医療の中心的役割を担う地域医療支援病院の承認を受けました。

また、増加傾向の入院患者に対応するため、4月から一部病棟の運用病床数を変更し、10床増の421床とするとともに、平成31年度からの放射線治療開始に向けた整備を進めました。

続きまして、ア患者の状況ですが、入院延べ患者数は11万6,669人、1日平均319.6人。外来延べ患者数は19万4,472人、1日平均797人となり、当初予定と比較しまして入院患者数は1万7,286人、1日平均47.4人の減、外来患者数は3,168人、1日平均13.0人の減となりました。

イ経理の状況としましては、病院事業収益は前年度に比べ、8.4%増の128

億6,215万545円。病院事業費用は前年度に比べ、1.3%増の133億4,819万8,944円で、収支差引4億8,604万8,399円の純損失となりました。

資本的収入は、放射線治療施設増築等工事及び医療機器等購入に係る企業債18億3,590万円を初め、建設改良費及び企業債償還金に対する一般会計負担金など、総額26億1,908万6,667円となり、資本的支出は放射線治療施設等増築などの工事及び医療機器購入等のための建設改良費20億4,651万2,937円及び企業債償還金11億1,775万円並びに看護師等修学資金貸与制度による投資4,767万円で、総額32億1,193万2,937円となりました。

(2)議会議決事項及び(3)行政官庁認可事項につきましては御高覧ください。

1枚はねていただき、22ページをお願いいたします。

(4)職員に関する事項につきましては、平成29年度末に比べ、平成30年度末の職員数は、運用病床数の10床増などに伴い、21人の増加となっています。

次に、2工事の(1)建設改良工事の概況ですが、放射線治療施設等増築工事初め3件です。詳細については御高覧ください。

続きまして、1枚はねていただき、24ページ、25ページをお願いいたします。

3業務の(1)業務量は、診療科ごとの入院及び外来診療の患者数の詳細と前年度比較ですので御高覧ください。

1枚はねていただきまして、26ページ、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費用に関する事項は、収益及び費用の詳細と前年度比較でございますので御高覧ください。

27ページをお願いします。4会計の(1)重要契約の要旨は、契約金額が2,000万円以上の工事などで、脳神経外科手術用ナビゲーションユニット初め4件でございます。

(2)企業債及び一時借入金の概況のア企業債では、財務省から既存棟2階改修工事などのために10億5,850万円を、株式会社名古屋銀行から医療機器等購入のために7億7,740万を借り入れたものでございます。

イ一時借入金は、株式会社三菱UFJ銀行から運転資金に充当するために借り入れ、返済したものでございます。

1枚はねていただき、28ページをお願いいたします。

5 他会計負担金等の用途の特定でございますが、ア収益的収入では、一般会計から一般会計負担金7億4,846万円、一般会計補助金15億198万4,000円、退職手当相当額負担金1億5,042万6,000円の繰入金をいただき、その他、病院群輪番制病院運営費補助金、884万4,480円等の合計24億1,988万480円を課税仕入れ等に充当しました。

イ資本的収入では、一般会計負担金6億6,418万1,468円、一般会計補助金1億94万8,532円の合計7億6,513万円を課税仕入れに充当しました。なお、ここに数字の記載はございませんが、一般会計からの繰入金の合計は31億6,600万円でございます。

次のページは、その他の書類でございます。1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。1業務活動によるキャッシュ・フローの合計は、このページ中ほどにございますマイナス1億4,088万5,724円。2投資活動によるキャッシュ・フローの合計は8行下、マイナス5,745万2,246円。3財務活動によるキャッシュ・フローの合計は7行下、12億6,805万6,680円で、資金増加額が10億6,971万8,710円となり、期首残高5,016万4,634円を加えた期末残高が11億1,988万3,344円となり、14ページの貸借対照表、2流動資産の(1)現金預金と合致するものでございます。

31ページから36ページまでは、収益費用明細書、38、39ページは固定資産明細書、40、41ページは企業債明細書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

次に、代表監査委員から決算審査の結果について、御報告をお願いいたします。

代表監査委員（小幡勇次）

平成30年度西知多医療厚生組合一般会計、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして、御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、田中雅章委員とともに審査を実施いたしました。

一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため、関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って、適正に実施されたかどうかについて審査を実施いたしました。

また、病院事業会計の審査の方法は、経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されました平成30年度西知多医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算の審査の結果の報告といたします。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。

初めに、認定第1号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

9番（泉清秀）

それでは1件質問させていただきます。13ページ、2款1項1目13節委託料で、場内整備作業委託料の具体的な内容と支出の多い順に提示をお願いします。よろしくをお願いします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の場内整備作業委託料についてでございますが、これは知多市シルバー人材センターに委託しているもので、衛生センター敷地内の建物の内外の清掃や草刈りなどの整備等について、業務の内容により3つのグループに分けて作業をお願いしています。

支出の多い順で御説明しますと、第1にグラウンドゴルフ場内も含めた衛生センターの敷地内及び平野ポンプ場の草刈り、樹木の剪定、竹の伐採等を行う4人のグループ、第2にテニスコートの清掃整備、グラウンドゴルフ場屋外トイレ及び休憩所の清掃、場内手作業の草刈り整備を行う2人のグループ、第3に衛生センター管

理棟内の清掃を行う2人のグループで、いずれも週1回、作業をしていただいております。

委託金額につきましては、猛暑や雨など天気の状況によって外の作業が中止となることにより、実作業時間数により支出をしております。

以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

9番（泉清秀）

1件質問させていただきます。11ページ、1款1項2目15節工事請負費、定期修繕工事と計画修繕工事の内容と不用額が多くなった理由について、お伺いいたします。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

御質問の定期修繕工事と計画修繕工事の内容及び不用額が多くなった理由についてでございますが、工事につきましては、毎年実施する定期修繕工事、隔年、3年ごとなど、修繕計画に基づき実施する計画修繕工事の他にその他修繕工事として、機器が故障したときなどで突発的に修繕が必要となった場合に備えて予算計上しております。

30年度中に実施した工事は全部で14件あり、このうち定期修繕工事が3件、計画修繕工事が10件と予算積算時の計画どおり13件の工事を実施いたしました。その際の入札等の結果により、請負残額として約354万円の不用額が生じたものでございます。また、その他修繕工事として、腐食配管修繕工事1件を実施いたしました。突発的修繕に対応するための予算421万2,000円に対して、75万6,000円の執行であり、345万6,000円の不用額となったため合計で699万5,800円の執行残となったものでございます。

以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

8番（伊藤清一郎）

私から2点質問させていただきます。9ページ、1款1項1目13節委託料、環境影響評価業務委託料の具体的な内容について。もう1つが11ページ、1款1項2目13節委託料、アドバイザー業務委託料の具体的な内容について伺います。

建設課長（浅井紀克）

御質問の1件目、環境影響評価業務委託料の具体的な内容についてでございますが、環境影響評価業務は平成28年度から令和元年度までのスケジュールで実施しており、平成30年度は準備書という図書を作成しました。この準備書は、事業の実施による環境影響の予測結果や環境保全のための措置等について記載したものであり、環境影響評価の次の段階である評価書の案と位置づけられるものです。

具体的な内容としましては、大気質、騒音、振動、動植物、生態系など15項目に及ぶ環境項目について、専門的見地から調査結果を考察し、環境影響の予測・評価結果、環境影響を回避・低減するための保全措置などを取りまとめた準備書の作成、準備書に関する愛知県環境部との調整支援、市民を対象とした説明会の開催支援等を委託しました。

御質問の2点目、アドバイザー業務委託料の具体的な内容についてでございますが、ごみ処理施設整備・運営事業者選定業務は、平成30年度から令和2年度までのスケジュールで実施しており、平成30年度は事業条件などの検討、要求水準書案や事業契約書案の作成、入札公告資料などの作成などの業務を行いました。また、学識経験者を交えた事業者選定審査会を3回開催いたしました。

この業務には、ごみ処理施設の技術面に関する専門的な知識や経験が不可欠であることから、新施設の整備及び運営を行う事業者の選定手続への総合的な支援を行うことを目的とする事業者選定アドバイザー業務を委託しております。

具体的な内容としましては、事業者の募集方法及び選定方法の検討に係る支援、入札説明書や要求水準書などの事業者募集資料の作成支援、予定価格の設定に係る

支援、事業への参加を予定している事業者との対面的対話に係る支援、事業者提案の審査方法の検討に係る支援、事業者選定審査会の資料作成や運営に係る支援などを委託しました。以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

9番（泉清秀）

1件質問させていただきます。11ページ、1款1項2目13節委託料で、アスベスト分析調査業務委託料の委託先と調査結果についてお伺いいたします。

建設課長（浅井紀克）

御質問のアスベスト分析調査業務委託料の委託先と調査結果についてでございますが、アスベスト分析調査業務委託の実施の経緯といたしましては、平成30年10月に両市において現知多市清掃センター管理棟などに関する協定が締結されたことを受け、新たに組合の所掌に現知多市清掃センターの管理棟の解体が加わりました。その解体に向けた事前調査としてアスベストの含有状況を調査する必要性が生じたものです。委託先につきましては、組合の指定するアスベスト分析資格者が在籍するエヌエス環境株式会社名古屋支店でございます。

また、調査結果について、平成29年環境省通知で取扱いが明確化された塗装材を中心に5検体の分析調査を行い、2検体からアスベストが検出され、具体的には外壁塗装材、内壁塗装材の下地調整剤にアスベストの含有が確認されました。

なお、調査報告書によれば、下地調整剤は上塗材で覆われているため、現状では飛散する可能性はなく、解体などの計画がなければ除去の必要はないとされております。

以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第4号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

9番（泉清秀）

1件お願いいたします。11ページ、1款1項1目13節委託料で、排ガス測定委託料の委託先と具体的な基準値についてお願いいたします。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の件、排ガス測定委託料の委託先と具体的な基準値についてでございますが、ガス式空調機の排ガスの濃度測定を5年に一度委託しているもので、委託先は近鉄ビルサービス株式会社中部支店で、ばいじんの基準値0.02g/m³に対して、今回の測定値は0.002グラム未満であり、基準値以下の正常値でありました。以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

7番（井上純一）

1点お伺いします。11ページ、4の医業外費用の雑損失が前年と比べて1億1,150万3,050円増加となった理由は何でしょうか。

管理課長（阿知波晋）

御質問の前年度に比べて雑損失が1億1,150万3,050円増加となった理由についてでございますが、雑損失は診療報酬や補助金など、非課税及び不課税収入が多い病院事業では、対価性のない不課税収入によって賄われる課税仕入れ等については、最終消費的な性格を持つとされており、消費税算定上、仕入税額控除ができない制度となっているため生じる、全額がいわゆる損税負担分でございます。

前年度と比べて増加した理由としましては、主に平成31年4月からの放射線治療開始に向けた整備に伴う資本的支出の増加により、1億968万8,221円増加したことによるものでございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

8番（伊藤清一郎）

1点質問させていただきます。28ページ、5他会計負担金等の使途の特定のと

ころで、ア収益的収入とイ資本的収入の一般会計負担金及び補助金が増加した理由について伺います。よろしく申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

御質問のア収益的収入とイ資本的収入の一般会計負担金及び補助金が増加した理由でございますが、要因としましては平成29年度末の神経内科医師及び平成30年度中に消化器内科医師の退職等、医師不足により入院患者数が減少したこと及び医師確保ができなかったことにより、分娩開始ができなかったこと、さらに小児入院医療管理料など、当初予定しておりました施設基準取得に伴う加算等算定ができなかったため、入院収益が減収になったことにより、構成市からの繰り入れを増加したためでございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

12番（渡邊真弓）

4点お願いいたします。34ページ、1款1項3目26節委託料(1)院内保育運営業務委託料の状況について、(2)で臨床検査委託料の状況についてお伺いしたいと思えます。

35ページ、1款1項3目30節手数料の他院受診等手数料の増について、科と件数についてお伺いしたいと思えます。

36ページ、1款3項2目54節のその他特別損失の特別損失の増の内訳についてお伺いしたいと思えます。

20ページの報告書、平成30年度の概況のところ、質の高い医療の提供、経営の効率化、地域医療への貢献をテーマに、医療機能及び経営基盤の強化に取り組んだ成果についてお伺いしたいと思えます。

4月から一部病棟の運用病床数を変更し、10床増の421床にされましたが、入院患者が減になった理由についてお伺いしたいと思えます。以上です。

議長（早川直久）

3番目の事前通告の雑損失は取下げですね。わかりました。

人事管理室長（和田真貴）

まず御質問の1点目、院内保育運営業務委託料の状況についてでございますが、院内保育運営業務の内容につきましては、0歳児から3歳に達する年度にある児童

までを対象に、30人を定員として運営しており、その保育時間は通常保育として午前8時から午後6時まで、早朝・延長保育としてそれぞれ通常保育時間の前後1時間ずつ、また火曜日と金曜日の週2回の夜間保育として午後3時から翌日午前10時までとなっております。

これに対します委託の内容といたしましては、施設長1名のほか、0歳児については児童3名につき1名、1歳児、2歳児については児童6名につき1名の割合を満たす人員の保育士を配置し、保育や各種イベントを実施するとともに、保育児童の朝食、昼食の提供、午前・午後のおやつを提供を行うことなどとなっております。

平成30年度の院内保育事業の利用実績といたしましては、延べ人数で通常保育が年2,634人、夜間保育が年114人、早朝保育が年17人、延長保育が年322人でありまして、これら全体の実利用児童数は214人でございます。

管理課長（阿知波晋）

御質問の臨床検査委託料の状況についてでございますが、臨床検査委託料は院内で検査をすることができない項目について外部で委託をしているものですが、その状況につきましては、検査件数が平成29年度は3万9,729件、平成30年度は3万9,960件と前年度0.5%の増加率でございます。支出金額は、平成29年度4,018万2,374円、平成30年度は4,134万9円と2.8%の増加となっております。患者数の増減で若干の変動はあるものの、検査件数自体も毎月安定的に推移している状況でございます。以上です。

医事課長（坪井信治）

御質問の他院受診等手数料に関する科と件数についてでございますが、DPC病院における診療報酬請求のルールでは、「入院中の患者が診療上の必要性から他の保険医療機関を受診した場合の費用は、当該入院医療機関の保険医が実施した診療と同様に取り扱い、当該保険医療機関にて請求する。」と定められています。そのため、他の保険医療機関で実施した診療費用は、当院が他の保険医療機関宛てに支払うこととなり、他院受診等手数料として整理しています。

なお、平成30年度における実績では、血液内科・神経内科など内科系診療科が8件、6万9,610円で、血管外科・皮膚科など外科系診療科が7件、82万2,180円の合計で15件、89万1,790円となっております。

具体的な一例としましては、人工腎臓を導入する必要がある患者に対するシャン

ト設置術について、血管外科を専門とする他保険医療機関の医師に依頼したものです。以上です。

人事管理室長（和田真貴）

次に、特別損失の内訳についてでございますが、特別損失の内容はその全額が看護師等修学資金貸与金返還免除額でございます。例年、予算上は、頭出し程度の額で計上しておりましたが、決算でも大きな差は生じておりませんでした。平成30年度につきましては、修学資金貸付制度を開始した平成25年度に看護学校等の1年生であった者が、当院就職後3年を経過する年となり、返還免除の要件を満たすこととなったため、返還免除者・免除額ともに増加したものでございます。

また、平成30年度予算の調製時には、平成30年度末日をもって返還免除要件を満たし、平成31年度当初において免除決定及び経理処理するものとして整理しておりましたが、その後、免除要件を満たした平成30年度をもって経理処理を行うのが適当との判断をして経理処理を実施したため、予算との差が大きくなったものでございます。

経営戦略室長（杉山誠一）

御質問の平成30年度に経営基盤の強化に取り組まれた成果についてでございますが、知多半島北西部地域における急性期医療を担う中核病院として、経営基盤の強化のため、3つのテーマに取り組んでまいりました。

1つ目に、質の高い医療の提供でございますが、院内では医療の質の向上や収益向上に係る専門資格、認定資格の取得に向けた支援の充実を図ることで、各職種の専門性の向上に取り組んでまいりました。また来院者に対しては、患者サービスの向上に向けた取り組みとして、トータルクオリティーマネジメント委員会において、委託業者を含む全職員を対象にした研修会の開催や患者満足度調査を実施し、患者さんからいただいた御意見に対し、1件ずつ実態調査を行い課題解決を図るなど、職員の接遇力向上に努めました。

2つ目に経営の効率化では、医事業務に精通した人材を配置したことで効率的な人員配置をするなど、新規及び上位施設基準の取得に向けた体制を構築し、看護職員夜間配置加算や入院支援加算などの上位基準を取得いたしました。

3つ目に地域医療への貢献では、11月に一次医療を担うかかりつけ医を支援し、専門外来や入院、救急医療など、地域医療の中核を担う体制を備えた病院として地

域医療支援病院の承認を受けました。また、当院の医師による慢性腎臓病や糖尿病など、地域住民への市民公開講座を実施するなど、疾病予防・健康増進にも取り組んでまいりました。

次の御質問で、増床されたが、入院患者数減になった理由はでございますが、開院時から増加傾向の入院患者に対応するため、4月から一部病棟の運用病床数を10床増床し、421床といたしました。が、年度当初から脳神経内科の常勤医師が不在となり、また消化器内科においても年度当初4名在籍していた常勤医師が平成30年10月に2名退職、平成31年2月にも2名退職により不在になり、名古屋大学医局へ派遣依頼をするなど医師の確保に努めましたが、確保できなかったことが理由でございます。以上でございます。

議長（早川直久）

他にありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論の発言を許します。

（なしの声）

議長（早川直久）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第17、認定第1号「平成30年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第18、認定第2号「平成30年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第19、認定第3号「平成30年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第20、認定第4号「平成30年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第21、認定第5号「平成30年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長（早川直久）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（早川直久）

続きまして、日程第22、「議員の派遣について」を議題といたします。

会議規則第97条の規定により、議員の派遣について、議決をお願いするものがあります。議員の派遣についてはお手元の資料のとおり、西知多医療厚生組合議会行政視察に派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

なお、この際お諮りいたします。ただいま議決した議決事項について、行程等の未定部分につきましては、議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

これによって議員の派遣については、お手元の資料のとおり派遣を行い、視察内容変更等につきましては、議長に御一任いただくことに決しました。

議長（早川直久）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（早川直久）

これをもちまして、令和元年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。

終始、御協力ありがとうございました。

(11月12日 午後5時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月12日

西知多医療厚生組合議会 議長 早川直久

6番署名議員 工藤政明

8番署名議員 伊藤清一郎